

熊本県公報

第 1 1 5 0 3 号
平成 19 年 1 月 19 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 平成 19 年度県庁舎等清掃業務委託……………(管財課) 1
- 熊本県農政顧問等設置要項を廃止する要項……………(農林水産政策課) 2
- 実験市町村設置要領の廃止……………(") 2
- 熊本県漁村青壮年実践活動器材貸付要項を廃止する要項……………(") 2
- 熊本県水産試験場水産種苗配付規程を廃止する規程……………(") 2
- 熊本県水産試験場鯉仔の分譲価格の廃止……………(") 2

公 告

- 平成 19 年度県庁舎等清掃業務委託……………(管財課) 3
- 県有財産の売却……………(") 5
- 開発行為工事完了……………(建築課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画・技術管理課) 6
- " ………………(") 6
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 6
- " ………………(") 6
- " ………………(") 7
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(") 7
- " ………………(") 7

登 載 依 頼

- 平成 18 年度熊本県献血推進協議会の開催……………(薬務衛生課) 8
- 平成 18 年度熊本県立教育センター協議会の開催……………(義務教育課) 8

正 誤

- 平成 18 年 3 月 23 日熊本県条例第 38 号(熊本県都市公園条例の一部を改正する条例)中……………(都市計画課) 9

告 示

熊本県告示第 50 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれあいホームヘルプステーション 八代市敷川内町 2239 番地 3	有限会社コレクト	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 51 号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
平成 19 年度県庁舎等清掃業務委託 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館2階） 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 1 月 19 日（金）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 52 号

熊本県農政顧問等設置要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農政顧問等設置要項を廃止する要項

熊本県農政顧問等設置要項（昭和 38 年熊本県告示第 694 号）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

熊本県告示第 53 号

昭和 27 年 4 月 8 日熊本県告示第 176 号（実験市町村設置要領）は、廃止する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 54 号

熊本県漁村青壮年実践活動器材貸付要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県漁村青壮年実践活動器材貸付要項を廃止する要項

熊本県漁村青壮年実践活動器材貸付要項（昭和 35 年熊本県告示第 685 号）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

熊本県告示第 55 号

熊本県水産試験場水産種苗配付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県水産試験場水産種苗配付規程を廃止する規程

熊本県水産試験場水産種苗配付規程（昭和 29 年熊本県告示第 593 号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

熊本県告示第 56 号

昭和 39 年 6 月 9 日熊本県告示第 374 号（熊本県水産試験場鯉仔の分譲価格）は、廃止する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告第 58 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成 19 年度県庁舎等清掃業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、県庁舎等清掃業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「庁舎清掃」に登録された者で、かつ、その格付けが「A」と決定されたものであること。

(2) 過去 2 年間のそれぞれの年において、年間を通じた建物の日常清掃業務契約の延床面積の計が 6 万平方メートル以上の実績がある者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 5 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 19 年 1 月 19 日（金）から平成 19 年 2 月 13 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(2) 提出場所

4 に記載のとおり

(3) 提出方法

4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部管財課管理係（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-333-2090

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 19 年 1 月 19 日（金）から平成 19 年 2 月 13 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
平成 19 年 3 月 5 日 (月) 午前 11 時から
- イ 場所
熊本県庁行政棟本館 13 階 管財課分室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 3 月 2 日 (金) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受け

る。

7 Summary

- (1) Name and quantity of consignment
Cleaning work for Prefectural Government Office
- (2) Date and place to submit bidding proposal
March 5, 2007, 11:00 a.m.
Property Management Division Auxiliary Room
(13th floor of Prefectural Government Office Main Building)
- (3) Name of department concerned with this contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 〒 862-8570
Phone: 096-333-2090

熊本県公告第 59 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 物件の表示

- 土地 宇城市三角町戸馳字仁垣 5195 番 2
地目 宅地 地積 470.72 平方メートル
- 建物 宇城市三角町戸馳字仁垣 5195 番地 2
住宅 木造セメント瓦葺平家建 床面積 72.04 平方メートル
物置 木造スレート葺平家建 床面積 5.29 平方メートル
最低売却価格 3,538,000 円

2 入札期日 平成 19 年 2 月 8 日 (木) 午前 11 時

3 入札場所

宇城市三角町戸馳 5195 番地 2 売却物件建物内 (宇城警察署署員宿舎 (戸馳))

4 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

5 開札期日 入札終了後即時

6 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

7 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの

8 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書及び印鑑証明書を提出しなければならない。

提出方法 持参又は郵送による。

提出期限 平成 19 年 2 月 6 日 (火) 午後 5 時

(郵送の場合は提出期限までに必着)

提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課

9 入札に代理人が参加する場合は、8 の入札参加申込書及び印鑑証明書のほか、委任状を提出しなければならない。

10 その他

- (1) 契約締結期限 平成 19 年 2 月 22 日 (木)
- (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
- (3) 契約締結場所 別途指定する。
- (4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

熊本県公告第 60 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市川登字大谷 2050 番 20、同荒尾字上川後田 4160 番 277 及び同 4161 番 10 の一部
5,279.20 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区大名二丁目 11 番 25 号
新栄住宅株式会社

熊本県公告第 61 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営城南地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営城南地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 1 月 22 日から平成 19 年 2 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
城南町役場

熊本県公告第 62 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営城南地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営城南地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 1 月 22 日から平成 19 年 2 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
城南町役場

熊本県公告第 63 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 12 月 26 日
- 2 名称
特定非営利活動法人熊本環境資源ネットワーク
- 3 代表者の氏名
野口 一敏
- 4 主たる事務所の所在地
上益城郡御船町大字高木 1971 番地 98
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対して環境に与える負荷の少ない循環型社会構築に関する事業を推進し、地球環境の保全修復に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 64 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

- 平成 18 年 12 月 26 日
- 2 名称
NPO 法人笑顔やっちろ
 - 3 代表者の氏名
森内 和恵
 - 4 主たる事務所の所在地
八代市上日置町 2712 番地 6
 - 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、高齢者等の人権と自立が尊重され、みんなであえあえながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会の実現を目指し、産業の振興及び雇用の拡充を図る。まちづくりや環境に関する調査・提言・介護福祉に係わる情報提供及び支援、子どもの健全育成のための支援、同じ目的を持つ団体の運営又は活動に関する助言・育成に関する事業を行い、住民主体の元気なまちづくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 65 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 12 月 28 日
- 2 名称
NPO 法人三樹会食育隊
- 3 代表者の氏名
上妻 妙
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市幸田一丁目 6 番 2 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定の個人及び団体に対して、「食えること」の大切さまた、日々の生活習慣の見直し方法についてなどの食育に関する事業を行うことで、健康の維持増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 66 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 12 月 21 日
- 2 名称
特定非営利活動法人正心会
- 3 代表者の氏名
橘 盛二郎
- 4 主たる事務所の所在地
宇城市不知火町松合 751 番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化や過疎化が進む宇城地区内の住民に対して、要介護者には食事の提供や清掃の代行サービスを行ったり、独り暮らしの高齢者宅を訪れて話し相手になつたりして寂しさからくる不安の解消を図ったり、人手不足の農漁業者の繁忙期の子供を預かりたり、乳児・幼児をもつ主婦らの子供を一時預かりなどして、高齢者や子供が社会活動に参加しやすいような環境づくりをするとともに、人手が不足している事業所と、就業先がない人とのお互いの利益を増進するような事業、将来の福祉の担い手である地域の若者も安心して地元に残ることができるようなまちづくり事業をも行って、地域福祉に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 67 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

- 平成 18 年 12 月 26 日
- 2 名称
NPO 法人 Silver Life Kumamoto
- 3 代表者の氏名
堺 幸弘
- 4 主たる事務所の所在地
上益城郡益城町大字辻の城 345 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、介護ならびに福祉サービスを受けようとする人々に対して、公平に良質の介護福祉が受けられるよう、地域住民に開かれた介護・福祉施設の実現とその質の向上を図り、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

登載依頼

熊本県献血推進協議会公告第 1 号

平成 18 年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県献血推進協議会

会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 8 日 (木)
午後 2 時から 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28 番 51 号
熊本テルサ 3 階 たい樹の間
- 3 議事
- (1) 協議事項
平成 19 年度熊本県献血推進計画について
① 本県における平成 18 年度の献血推進状況について
② 熊本県赤十字血液センターにおける各種啓発事業等の実施状況について
③ 「平成 19 年度熊本県献血推進計画 (案)」の策定について
- (2) 報告事項
① 熊本県献血推進協議会設置要綱の一部改正について
② 移転後の下通り献血ルームの実績等について
③ 各種血液安全性確保対策の実施について
- (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県献血推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部薬務衛生課薬事班)
(電話 096-383-1111 内線 7164)

熊本県教育委員会公告第 1 号

熊本県立教育センター協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 1 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 14 日 (水)
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
山鹿市小原
熊本県立教育センター 第 1 研修室
- 3 議題
教育センターの事業内容について、今後期待するもの
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の

指示により、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

山鹿市小原

熊本県立教育センター協議会事務局（熊本県立教育センター総務課）

（電話 0968-44-6611 内線 214）

正 誤

平成18年3月23日熊本県条例第38号（熊本県都市公園条例の一部を改正する条例）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
86	33	グラウンド・ゴルフ場	グランウンド・ゴルフ場

